

第 4 章 環境施策

1

施策体系

将来の環境像	基本目標
<p>みんなので、よりよい環境を未来につなぐ、 都市と自然が調和した、元気なまちの川口</p>	<p>1 循環型社会の実現 ～限りある資源を有効に利用するまち～</p>
	<p>2 安全・安心・快適社会の実現 ～安心して快適に暮らせるまち～</p>
	<p>3 自然共生社会の実現 ～豊かな自然とともに暮らせるまち～</p>
	<p>4 低炭素社会の実現 ～地球環境に配慮した暮らしを実践するまち～</p>
	<p>5 環境保全活動の拡大 ～将来世代へ良好な環境を引き継ぐことができるまち～</p>

個別目標	施策の柱
1 3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進 ・リサイクル（再資源化）の推進
2 ごみの適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬体制の整備・充実 ・廃棄物処理施設の整備・充実
3 公害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止対策の推進 ・監視、測定体制の充実
4 快適なまちなみの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの美化推進 ・まちなみ景観の向上
5 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全 ・生物多様性の保全に向けた普及啓発
6 みどり・水辺の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全 ・河川、水辺の保全、整備 ・公園の整備 ・農地の保全
7 温室効果ガス排出量削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、事業所における温室効果ガス排出量削減の推進 ・公共施設における温室効果ガス排出量削減の推進
8 まちの低炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーに配慮した建物、設備への転換の推進 ・公共交通、自転車利用の促進
9 気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雨対策の推進 ・熱中症・感染症対策の推進
10 環境に配慮した行動の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・エコライフの実践に向けた普及啓発 ・環境活動情報の共有
11 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における環境教育の充実 ・地域における環境学習機会の拡充
12 協働による環境活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境ボランティア・リーダーの育成 ・環境に配慮した活動への支援 ・協働による環境活動の活性化

2

環境施策

基本目標1

循環型社会の実現

～限りある資源を有効に利用するまち～

施策の方向性

限りある資源を有効に利用するには、物質的な豊かさを重視する私たちの社会経済活動を見直し、あらゆる物を資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築していかなければなりません。

それには、生産・流通・消費の各段階において、廃棄するものを最小限に抑えることで、自然環境をはじめとする環境への負荷の抑制や二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減に資する社会経済システムの実現が重要です。

ごみを減らすためには、まず、ごみの発生抑制（リデュース）に優先的に取り組むとともに、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を推進することが必要です。

これまでの3Rの推進や「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」に基づくレジ袋削減などの取り組みにより、ごみの総排出量および市民1人1日あたりのごみ排出量は減少傾向にあります。さらなるごみ減量の推進に向けて、食品ロス削減などの取り組みや、普及啓発活動を実施します。

また、ごみの収集運搬作業の効率を高めるために、収集時間や収集ルートなど収集運搬方法の合理化を研究するほか、一般廃棄物処理施設における安全で安定した適正処理の実施、廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する適切な措置・指導を行います。

達成目標

指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)
1人1日あたりのごみ排出量	※ 844 g/人・日	850g/人・日
リサイクル率	※ 35.0%	23.0%
最終処分量	※ 4,800 t	7,424 t
グリーン購入*の目標値達成率	100%	94.7%

※ 平成34（2022）年度の目標値

※ 川口市一般廃棄物処理基本計画の改訂時に見直しを行います。

目標達成に向けた各主体の役割

● 市民の役割

- ・資源の大切さを認識し、物を大切にする。
- ・すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わない。
- ・買い物袋を持参する。
- ・食べ残しや、期限切れによる食品の廃棄がないように努める。
- ・「生ごみのひとしぼり」の実施や生ごみ処理容器の購入など、生ごみの減量に努める。
- ・ごみは正しく分別して出すことを徹底する。
- ・環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使う。
- ・資源物を出すときは、地域の集団資源回収やスーパーなどの店頭回収に協力する。
- ・「全市一斉クリーンタウン作戦」や地域の環境美化活動に進んで協力する。

● 事業者の役割

- ・事業活動から出る廃棄物は、事業者が責任を持って適正に処理する。
- ・事業所内で分別を行い、ごみの減量化・再資源化・再生利用を進める。
- ・梱包や包装を簡素化する。
- ・両面コピーの徹底など紙類ごみの減量に努める。
- ・食べ残しや、期限切れによる食品の廃棄がないように努める。
- ・環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使う。
- ・すぐにごみになるようなもの、資源になりにくいものは使わない・作らない。
- ・「全市一斉クリーンタウン作戦」や地域の環境美化活動に進んで協力する。

● 市の役割

- ・3Rを推進する。 【個別目標1】
- ・ごみの適正処理を推進する。 【個別目標2】

コラム：私たちがごみの減量のためにできること

- マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにしましょう！



- 食品ロスを減らしましょう！



100g



生卵(1個)
60g

- リサイクルに努めましょう！



牛乳パック(1ℓ)
40g



ペットボトル(500ml)
30g



アルミ缶(350ml)
15g

個別目標1

3Rの推進

●リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進

ごみの減量化を図るため、環境にやさしい製品の製造や販売など環境に配慮した活動や、ごみを出さないライフスタイル、ビジネススタイルの普及に努めます。

●リサイクル(再資源化)の推進

リサイクルを推進するため、ごみとして排出されたものの中から利用可能なものの再生および活用を行います。また、資源として分別排出されたごみの効率的な再資源化を行います。

施策	担当部署
① ごみの減量化や再資源化を推進するため、3R運動の継続的な普及啓発活動に市民、事業者、環境団体などと協働して取り組みます。	資源循環課 リサイクルプラザ
② 「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」に基づき、市民・事業者・市の三者が一体となり、レジ袋の削減に向けた取り組みを推進します。	資源循環課
③ 家庭におけるごみの発生抑制(リデュース)と再使用(リユース)を推進するため、ごみを出さないライフスタイルへの転換や、グリーンコンシューマー*を育成するなどの啓発活動を推進します。	資源循環課
④ 生ごみの発生と排出を減らすため「生ごみのひとしぼり運動」や生ごみ処理容器の普及に努めます。	地球温暖化対策室 資源循環課
⑤ 家庭や飲食店などに対し、食べ残しや、期限切れによる食品の廃棄をしないための工夫を働きかけ、食品ロスを削減します。	資源循環課
⑥ ごみ処理に関する費用負担の公平性や排出抑制などの観点から、家庭ごみの有料化を導入する場合の効果や課題などに関し、市民生活への影響を考慮しながら、慎重に研究を進めます。	資源循環課
⑦ リサイクルプラザにおけるリサイクルショップ事業やフリーマーケットの開催などを通じ、リユースを推進します。	資源循環課 リサイクルプラザ
⑧ クリーン推進員*と連携を図り、ごみ問題に対する市民の意識向上と地域コミュニティの醸成につながる集団資源回収運動を、より一層推進します。	資源循環課 リサイクルプラザ
⑨ ごみの分別方法や排出方法を、世代や国籍を問わず、すべての市民にわかりやすく周知するなど、資源とごみの分別徹底をさらに推進し、リサイクル率の向上を図ります。	資源循環課
⑩ 木質バイオマス*の活用を促進します。	資源循環課
⑪ 環境物品等の優先的購入(グリーン購入)を推進します。また、その取り組みを市民および事業者に広めます。	契約課 環境総務課

個別目標2

ごみの適正処理の推進

●収集運搬体制の整備・充実

ごみの収集運搬作業の効率を高め、また環境に与える影響を低減するために、収集時間や収集ルートなど収集運搬方法の合理化を研究します。

●廃棄物処理施設の整備・充実

廃棄物処理施設・設備の適切な維持管理に努めるとともに、計画的に建替えや改修を行うことで、処理能力の確保と延命化を図り、廃棄物を安定的かつ適正に処理します。

また、法令に基づき、廃棄物処理事業者の許可のほか、廃棄物施設への立入検査を行い、施設が適正に運営され、維持管理されるよう指導します。

施策	担当部署
① ごみを出すことが困難な高齢者などのごみの収集に配慮するとともに、収集時間や収集ルートなどについて研究し、ごみの収集運搬作業の効率化に努めます。	収集業務課
② 廃棄物処理施設・設備について、安定的な処理能力の確保を図るため、施設の維持管理に努めます。	環境施設課 戸塚環境センター 朝日環境センター リサイクルプラザ 鳩ヶ谷衛生センター
③ 廃棄物処理施設の計画的な建替えや延命化対策を実施することで、処理能力の確保を図ります。また、常に最新の処理技術の動向について調査研究を行います。	環境施設課 戸塚環境センター 朝日環境センター リサイクルプラザ 鳩ヶ谷衛生センター
④ 国などに対し、事業者による適正処理困難物の自主回収システムの構築を働きかけるとともに、排出者による応益負担の適正化に努めます。	資源循環課
⑤ 廃棄物処理業および廃棄物処理施設設置の許可申請を適切に審査し、これらの許可事務を円滑に行い、適正処理を推進します。	資源循環課 産業廃棄物対策課
⑥ 廃棄物処理施設への立入検査を行い、施設が適正に運営され、維持管理されるよう指導します。	資源循環課 産業廃棄物対策課

基本目標2

安全・安心・快適社会の実現

～安心して快適に暮らせるまち～

施策の方向性

市民が健康に生活できる環境を保全するため、法令等に基づく工場などへの指導・許可、立入検査のほか、公害の発生防止に向けた取り組みを実施します。

また、魅力的で快適なまちなみを形成・維持するために、ごみのポイ捨て防止など、まちの美化に関する市民意識の高揚、不法投棄の発生抑止や、「川口市景観計画」などに基づく景観への取り組みを推進します。

達成目標

指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)
大気環境基準達成率	100%	50.0%
公共用水域(河川)環境基準達成率	100%	80.0%
騒音環境基準達成率	100%	97.7%
地下水環境基準達成率	100%	100%
ダイオキシン類*環境基準達成率	100%	100%
有害大気汚染物質の環境基準達成率	100%	100%
下水道処理人口普及率	※ 88.0%	86.5%

※ 平成 32 (2020) 年度の目標値

※ 流域下水道計画や他の都市計画事業などと整合を図りながら見直しを行います。

目標達成に向けた各主体の役割

● 市民の役割

- ・騒音の防止など近隣に配慮した生活を心がける。
- ・ごみやたばこの吸い殻などのポイ捨てをしない。
- ・「全市一斉クリーンタウン作戦」や「川口市まち美化促進プログラム」などの地域の環境美化活動に進んで参加する。
- ・景観を守ることの大切さを理解する。

● 事業者の役割

- ・法令を遵守し、騒音、振動、悪臭などの防止に努める。
- ・周辺住民などから苦情があった場合は速やかに原因把握・問題解決に協力する。
- ・「全市一斉クリーンタウン作戦」や「川口市まち美化促進プログラム」などの地域の環境美化活動に進んで参加する。
- ・開発許可の基準の遵守や川口市景観設計指針（ガイドライン）に沿った景観づくりに努める。

● 市の役割

- ・公害防止対策を推進する。 【個別目標3】
- ・快適なまちなみを形成する。 【個別目標4】

コラム：川口市まち美化促進プログラム

市では環境美化の促進に関する施策として「川口市まち美化促進プログラム」を実施しています。これは市民や事業者の方々とともに清潔できれいな街をつかっていくため、市民や事業者の方々が行う自主的な美化活動を市が積極的にサポートする施策です。

この施策に基づき、20団体（平成29年4月1日現在）の方々ボランティアによる美化活動を実施しています。



個別目標3

公害防止対策の推進

●公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づき工場などへの立入検査や指導など、環境基準達成に向けた取り組みを実施します。

●監視、測定体制の充実

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、ダイオキシン類、放射線量などの状況を把握するため、監視・測定を実施します。

	施策	担当部署
①	生活環境を保全するため、工場などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導します。	環境保全課
②	大気、河川、騒音・振動、ダイオキシン類、放射線量などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境保全課
③	計画的な下水道整備および水洗化を推進するとともに、下水道未整備地域では、浄化槽維持管理、法定検査の実施を促します。	環境保全課 下水道維持課 下水道推進課
④	野外焼却を防止するため、パトロールの実施などにより指導を行います。	環境保全課
⑤	アスベスト*を使用している建築物などの解体工事や除去作業において、飛散が生じないように、立入検査・指導を行います。	環境保全課
⑥	事業者に対して、有害化学物質の使用を抑制するよう、啓発します。	環境保全課



工場排水の水質検査

個別目標4

快適なまちなみの形成

●まちなみの美化推進

本市では、快適な都市環境を確保するため、「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」、「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行し、対策に努めています。

引き続き、ごみの散乱や不法投棄を防止するため、まちなみの美化に対する市民・事業者の環境意識の向上を図るとともに、地域との協働によるまちなみの美化の取り組みとして、「全市一斉クリーンタウン作戦」などを実施し、清潔できれいなまちなみを目指します。

●まちなみ景観の向上

良好なまちなみの景観を形成するため、「川口市景観計画」などに基づく、景観向上の取り組みを実施し、地域の特色を生かした川口らしい景観づくりを推進します。

	施策	担当部署
①	町会・自治会や「川口市まち美化促進プログラム」登録団体をはじめとする市民・事業者・市が協働し、自主的なまち美化活動、ごみの散乱防止活動を推進します。	資源循環課 収集業務課
②	地域を清潔に保ち、生活環境を保全するため、関係機関との連携強化に努めます。	資源循環課 収集業務課
③	「川口市景観計画」「川口市景観形成条例」などに基づき、景観形成基準における緑地の維持管理が継続的に実施されるよう努めます。	都市計画課
④	快適なまちなみの形成に向けて、地区計画制度を活用し、緑化の推進を図ります。	都市計画課
⑤	不法投棄の多い場所を中心にパトロールを実施し、不法投棄の未然防止を図ります。	収集業務課
⑥	食品を取り扱う事業者の廃棄物の適正な排出を促進します。	生活衛生課 資源循環課 産業廃棄物対策課

施策の方向性

水辺や緑などは、大気の浄化や水を蓄える機能を有するほか、動物の生息や植物の生育環境など多様な役割を担っています。また、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりや、やすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。

本市には、荒川や芝川など多くの水辺空間や、見沼田んぼや安行台地など、動物の生息や植物の生育に欠かせない豊かな緑が残されています。

このようなかけがえのない自然環境の量的・質的向上を図るとともに、河川や樹林地などの保全と活用を適切に行い、自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全を推進します。

さらに、市街地における水辺や緑を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを推進します。

達成目標

指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)
保全すべき緑地の確保	※1 200,000㎡	33箇所 187,254㎡
親水護岸の整備延長	※2 3,240m	2,015m
保存樹木の本数	現状維持	212本
保存生け垣の箇所数、延長	現状維持	40箇所 2,064m
市民1人あたりの公園面積	現状値を上回る	3.33㎡

※1 ※2 平成32(2020)年度の目標値

※1 川口市緑の基本計画の改定時に見直しを行います。

※2 旧芝川改修事業と整合を図りながら見直しを行います。

目標達成に向けた各主体の役割

● 市民の役割

- ・身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- ・自然を大切にし、地域の環境保全活動に進んで参加する。
- ・ガーデニング、生垣緑化、グリーンカーテンの設置や屋上緑化など、身近な緑を増やす。
- ・地域の緑化活動へ積極的に参加する。
- ・水と緑とのふれあいを通して、環境保全への意識を持つ。
- ・地域の公園や親水公園*の清掃など美化活動に積極的に参加する。

● 事業者の役割

- ・身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- ・自然を大切にし、地域の環境保全活動に進んで参加する。
- ・開発や施設建設の際は、周辺環境に配慮する。
- ・開発許可の基準を遵守し、生物多様性を保全する。
- ・ガーデニング、生垣緑化、グリーンカーテンの設置や屋上緑化など、身近な緑を増やす。
- ・地域の緑化活動へ積極的に参加する。
- ・地域の公園や親水公園の清掃など美化活動に積極的に参加する。

● 市の役割

- ・生物多様性を保全する。 【個別目標5】
- ・みどり・水辺を保全する。 【個別目標6】

コラム：スポンサー付きフラワーロード事業

季節の美しい草花を施したフラワースタンドが並ぶフラワーロードは、地域の皆さんのボランティア活動により植替えや日常の手入れを行い、美しい花が大切に育てられています。スポンサー付きフラワーロード事業は、これら緑化推進活動に賛同いただける企業および団体を募集し、協賛企業および団体の名称を記したサインボードをフラワースタンドに一定期間掲示します。

サインボードの掲示により、多くの皆様に緑化事業への関心を高めていただき、市民参加による魅力あるまちづくりの推進を目的に実施するものです。

協賛金は、緑化推進・緑地保全の貴重な財源として活用します。



個別目標5

生物多様性の保全

● 自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全

市内における動物の生息および植物の生育の実態を把握するための調査・研究を行います。
また、生物多様性の保全にも配慮した水と緑のネットワークづくり*を地域ぐるみで推進するほか、外来生物による生態系などへの被害防止に努めます。

● 生物多様性の保全に向けた普及啓発

自然観察会などの啓発活動を通じて、生物多様性の保全の重要性を広く周知します。

	施策	担当部署
①	自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、動植物の実態把握に努めます。	環境総務課 みどり課
②	樹林地の保全や公園の整備、河川の緑化を図り、水と緑のネットワークづくりを地域ぐるみで推進し、生物の生息・移動空間の形成に努めます。	河川課 みどり課 公園課
③	アライグマなど外来生物の駆除に努めます。	環境総務課
④	市民が身近な自然に気づくように自然観察会を開催するなど、生物多様性への興味喚起に努めます。	地球温暖化対策室 グリーンセンター みどり課
⑤	生物多様性に関する市民の理解を深めるため、各種イベントにおける情報発信に努めます。	地球温暖化対策室 グリーンセンター

コラム：川口自然公園

川口自然公園は、見沼低地にあり、湿地の自然を残した公園です。周囲には、雑木林などの自然地が残っていることから、公園内にもカブトムシやクワガタが見られ、湿地には絶滅が心配されるメダカも泳いでいます。

また、埼玉県レッドデータブックの準絶滅危惧種に指定されているギンイチモンジセセリ、コムラサキをはじめとするチョウ類やヨツボシトンボなどの希少な昆虫の生息が確認されています。

天気の良い日には、ご家族で生きもの観察に出かけてはいかがでしょうか。



コラム：生物多様性とは？

■生物多様性とは？

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生物は40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。

「生物多様性条約」では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

生態系の多様性

森林、草地、里地里山、河川、干潟、サンゴ礁など、いろいろなタイプの自然があること。

種の多様性

鳥、魚、植物から細菌などの微生物に至るまで、いろいろな生きものがあること。

遺伝子の多様性

アサリの貝殻の模様が千差万別なことなど、同じ種でも形や模様、生体などに多様な個性があること。

■生物多様性に迫る危機

私たちの暮らしは、植物が生み出す酸素の供給をはじめとして、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。日本の生物多様性は4つの危機にさらされています。

第1の危機

開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

第2の危機

里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

第3の危機

外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱

第4の危機

地球温暖化など地球環境の変化による危機

過去にも自然現象などの影響により5回の大量絶滅が起きていますが、現在は第6の大量絶滅と呼ばれています。過去の大量絶滅と異なり、人間活動による影響が絶滅の主な要因となっており、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

「いのち」と「暮らし」を支える生物多様性を私たちは、自らの手で危機的な状況に陥らせています。すべてのかげがえのないいのちを守り、その恵みを受け続けていけるように、今、行動することが必要なのです。

資料：生物多様性センターHP（環境省）

個別目標6

みどり・水辺の保全

●緑地の保全

本市には、安行台地、見沼たんぼ、都市農地など多くの緑地が残されており、都市の貴重な緑の拠点となっています。

そのため、法令に基づいて指定された地域制緑地*の保全や、市民の緑地保全への理解・協力を得ながら適正な維持管理に努めます。

●河川、水辺の保全、整備

河川においては、親水性に配慮し、レクリエーション機能や治水機能を高めながら、植生や生態系に配慮した空間の整備に努めます。

また、貴重な水辺の環境に、市民がこれからも継続して親しめるよう、市民と協力しながら緑化や清掃活動を推進し、自然と調和した水辺環境の維持・保全を図ります。

●公園の整備

植生に配慮した公園などの整備や、道路緑化といった都市における緑化を推進し、自然とのふれあいの場、やすらぎの場の創出に努めるとともに、市民、事業者と協働しながら維持管理を行います。

また、公共用地内の緑地確保、開発事業などに伴う緑化指導を推進し、市内のみどりを保全・創出するとともに、市民による緑化活動を支援します。

●農地の保全

本市の伝統産業である植木や各種作物の生産、良好な景観の形成、動物の生息や植物の生育空間といった多面的な役割を担う農地を保全します。

	施策	担当部署
①	法律や埼玉県条例に基づいて指定された地域制緑地の保全に努めます。	みどり課
②	貴重な樹林地や樹木を、「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づく「保全緑地」、「保存樹木・生け垣」に指定し、その保全に努めます。	みどり課
③	市民との協働により、樹林地の保全・管理を推進します。	みどり課
④	治水対策、水質改善とともに生態系に配慮した良好な水辺環境の維持・再生に努めます。	河川課
⑤	市民が水と遊び、生き物とふれあえるような親しみのある水辺環境を整備します。	河川課

施策	担当部署
⑥ 市街地内において、身近に自然とふれあうことができる公園を整備します。	公園課
⑦ 「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づく緑化率による規制のほか、生垣設置や屋上緑化などにより緑化を推進します。	みどり課
⑧ 市民団体などによる道路や公園などの緑化活動を支援し、身近な緑の創出を推進します。	みどり課
⑨ 農地パトロールを実施し、遊休農地の発見や、違反転用および不法投棄を未然に防止することにより農地の保全に努めます。	農業委員会事務局
⑩ 身近な緑地空間である生産緑地地区の新規指定に努めます。	みどり課
⑪ 遊休農地の解消を図るとともに、農業とのふれあいやコミュニケーションの場として、市民農園を活用します。	農政課

コラム：市内の自然風景

市内には、多くの水辺空間や、斜面林などの豊かな緑が残されています。週末は家族で素敵な自然風景を探しに出かけてはいかがでしょうか。



戸塚地区の斜面林（戸塚2丁目地内）



見沼代用水東縁（大字差間付近）



興禅院ふるさとの森・赤堀用水沿い
斜面林（大字安行原地内）



見沼みちくさ道路
（大字差間・大字行衛）

基本目標4

低炭素社会の実現

～地球環境に配慮した暮らしを実践するまち～

施策の方向性

化石燃料のエネルギー消費過程で生じる二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出は、自然環境や社会環境に影響を及ぼす地球温暖化を引き起こしており、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題の一つと考えられます。

地球温暖化対策の国際枠組みである「パリ協定」および、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく国の「地球温暖化対策計画」の方針を踏まえ、本市から排出される温室効果ガス排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの普及促進やエネルギー利用の効率化、省エネルギー機器・設備の普及拡大を図っていく必要があります。

このため、市民や事業者が、積極的に環境への負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を賢く選択することにより、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指します。

さらに、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、気候変動の影響に備えるための「適応策」を講じます。気候変動の影響は様々な分野に及びますが、本市は「適応策」として集中豪雨による浸水被害への対策や熱中症の予防対策などの健康・安全面に配慮した対策を推進します。

達成目標

指標	目標値 (H34〈2022〉年度)	基準値 (H25〈2013〉年)
市域から排出される温室効果ガスの量	2,284千 t-CO ₂ 平成25年度(2013年度)比 で15%削減	2,687千 t-CO ₂
市の事務および事業に伴い排出される温室効果ガスの量	111,155t-CO ₂ 平成25年度(2013年度)比 で14%削減	129,317 t-CO ₂

中期目標（国の削減目標に準じたもの）

指標	目標値 (H42〈2030〉年)	基準値 (H25〈2013〉年)
市域から排出される温室効果ガスの量	1,988千 t-CO ₂ 平成25年度(2013年度)比 で26%削減	2,687千 t-CO ₂
市の事務および事業に伴い排出される温室効果ガスの量	95,788t-CO ₂ 平成25年度(2013年度)比 で26%削減	129,317 t-CO ₂

目標達成に向けた各主体の役割

● 市民の役割

- ・ ライフスタイルを見直し、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にする。
- ・ 家庭のエコ診断を実施する。
- ・ 公共交通機関や自転車の積極的な利用やエコドライブ*を実践する。
- ・ LED や HEMS*、家庭用燃料電池（エネファーム）などの省エネルギー型機器の導入に努める。
- ・ 太陽光発電・太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・ 住宅・マンションなどの購入、改修にあたっては、ZEH などのエネルギー効率の高い建物を選択する。
- ・ グリーンカーテンの設置や屋上緑化に努める。
- ・ 雨水貯留施設の設置を検討・導入する。
- ・ 電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）の導入に努める。

● 事業者の役割

- ・ ビジネススタイルを見直し、日常業務での省エネルギーを意識した行動を習慣にする。
- ・ 中小事業者向け省エネ診断を活用する。
- ・ 事業所内の設備に対して、適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施する。
- ・ エコドライブを実践する。
- ・ エコアクション2.1*などの環境マネジメントシステム*を構築する。
- ・ LED や BEMS*、業務用燃料電池などの省エネルギー型機器の導入に努める。
- ・ 太陽光発電・太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・ 事業所などの改修にあたっては、ZEB などのエネルギー効率の高い建物を選択する。
- ・ グリーンカーテンの設置や屋上緑化に努める。
- ・ クールシェア*スポットの開設に協力する。
- ・ 雨水貯留施設の設置を検討・導入する。
- ・ 電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）の導入に努める。

● 市の役割

- ・ 温室効果ガス排出量削減を推進する。 【個別目標7】
- ・ まちの低炭素化を推進する。 【個別目標8】
- ・ 気候変動適応策を推進する。 【個別目標9】

●家庭・事業所における温室効果ガス排出量削減の推進

家庭や事業所において取り組める省エネルギー対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー性能に優れた設備・機器の導入を促進することで、低炭素なライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促します。

●公共施設における温室効果ガス排出量削減の推進

市役所をはじめとする公共施設においては、「川口市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の業務における温室効果ガス排出量の削減を推進します。

	施策	担当部署
①	省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報発信や活動支援により、低炭素なライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促します。	地球温暖化対策室
②	家庭における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援します。	地球温暖化対策室
③	事業所における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援します。	地球温暖化対策室 経営支援課 産業振興課
④	市民共同による再生可能エネルギー設備の導入を支援します。	地球温暖化対策室
⑤	ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを最大限回収し、廃棄物処理施設において有効活用を図ります。併せて、より効率の良い方法などの調査・研究を行います。	環境施設課 戸塚環境センター 朝日環境センター
⑥	「川口市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の業務における温室効果ガス排出量の削減を推進します。	環境総務課 地球温暖化対策室

コラム：埼玉（WEB）版家庭のエコ診断を活用しよう

埼玉（WEB）版家庭のエコ診断は、WEB上（携帯電話、PCなど）で、家族人数、光熱費、冷暖房時間などに関する項目や質問に回答を入力することで、その家庭のCO₂排出状況をグラフで分かりやすく提示し、いつでもどこでも効果的な省エネルギー対策を確認することができる省エネルギー診断です。

省エネルギー対策のメニューの中から取組項目を選択することで、CO₂削減量や水道光熱費の削減額を確認できます。

また、受診後にWEB上で発行される家庭のエコ診断受診証を協賛店舗へ提示することで特典が受けられますので、ぜひご活用ください。

詳しくは、「埼玉版家庭のエコ診断」(<https://www.ecosaitama.jp/>)をご覧ください。



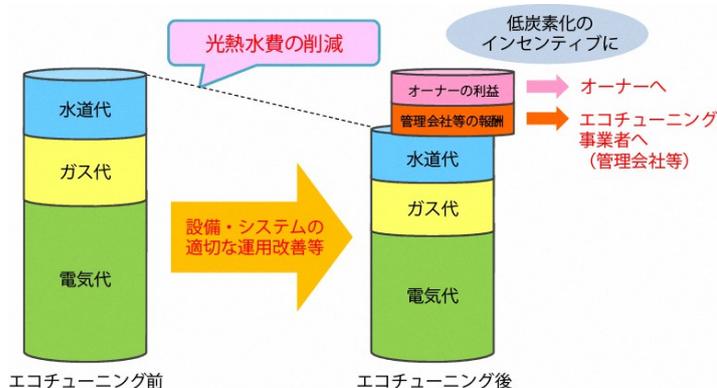
コラム：エコチューニングに取り組もう

「エコチューニング」とは、事業者の建築物などから排出される温室効果ガスを削減するため、快適性や生産性を確保しつつ、初期投資の必要な大型最新設備の導入によることなく、既存設備・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減を行うことをいいます。

エコチューニングビジネスモデルでは、エコチューニングによる運用改善により削減された光熱水費を、ビルオーナーとエコチューニングを実践する事業者とで利益として分け合うことを想定しています。

エコチューニング事業者への報酬は、主に光熱水費の削減額の中から一定割合を支払うため、削減が出来なければ支払いは生じず、ビルオーナーにとって負担・リスクの少ないビジネスモデルです。

詳しくは、「エコチューニング推進センター」のホームページ (<http://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/>) をご覧ください。



個別目標8

まちの低炭素化の推進

●省エネルギーに配慮した建物、設備への転換の推進

社会経済情勢の変化に伴う建築物のエネルギー消費量増加に対応するため、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ります。

また、省エネルギー性能に優れたLED道路照明灯の切り替えを推進し、環境への負荷の低減を図ります。

●公共交通、自転車利用の促進

鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

施策	担当部署
① 省エネルギーに配慮した建物・設備の普及を促進します。	建築安全課
② 街区単位や複数の建物などで、エネルギーを面的に活用する、スマートコミュニティ*について、調査・研究を行います。	地球温暖化対策室 都市計画課
③ 省エネルギー性能に優れたLED道路照明灯への切り替えを推進します。	道路建設課
④ 電気自動車・燃料電池自動車などの次世代自動車の普及を促進します。	地球温暖化対策室
⑤ 商用水素ステーション*の設置を促進します。	地球温暖化対策室
⑥ 公共交通機関の整備を関係機関に要請し、利用を促進します。	都市交通対策室
⑦ 関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路に整備します。	交通安全対策課 道路維持課 道路建設課



自然光を採光できる川口市立高等学校の膜屋根

個別目標9

気候変動適応策の推進

● 豪雨対策の推進

集中豪雨による被害軽減に向けて、下水の排水能力の強化など市内の水害対策を進めます。
また、洪水ハザードマップ*の周知など市民の防災意識の高揚を図ります。

● 熱中症・感染症対策の推進

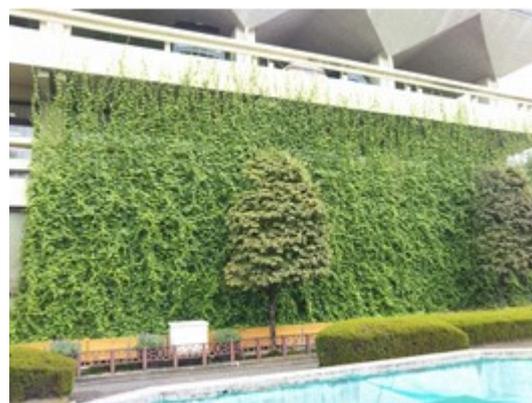
地表面や屋上の緑化など、ヒートアイランド現象の緩和に向けた取り組みを推進します。

また、熱中症や感染症の発症リスクが高まっていることから、市民へ向けて熱中症や感染症の予防に関する情報を発信するなどの普及啓発を行うほか、市内公共施設を「かわぐち暑さ避難所*」として開放します。

施策	担当部署
① 排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水調整池や雨水貯留管などの貯留施設の設置など、雨水の流出抑制対策を推進します。	河川課 下水道維持課 下水道推進課 ポンプ場管理センター
② 洪水ハザードマップやハザードマップアプリの周知に努め、市民の防災意識の高揚を図ります。	防災課
③ 猛暑日の増加の対応策として、屋上緑化、グリーンカーテンの推進に努めます。	地球温暖化対策室 みどり課
④ 熱中症の発生を抑制するため、ホームページなどを活用した注意喚起を行い、市内公共施設を「かわぐち暑さ避難所」として開放します。	地域保健センター
⑤ デング熱などの感染症リスクに関する情報発信を行い、健康被害の発生抑制に努めます。	疾病対策課



前野宿川調節池



庁舎のグリーンカーテン

基本目標5

環境保全活動の拡大

～将来世代へ良好な環境を引き継ぐことができるまち～

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」第8条では、都道府県や市町村は、「区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。」と規定されており、本市では平成21（2009）年3月に「川口市環境学習指針」を策定しました。

この基本目標5は、本市の「川口市環境学習指針」として、環境学習を推進するための基本的な考え方や方向性を示すものです。

施策の方向性

環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を実現するためには、市民、事業者、環境団体など様々な主体が環境問題を自らの問題としてとらえ、自主的に問題解決に向けて取り組んでいくことが必要です。また、そのためには、環境について学び、地域や将来世代のために自ら主体的に行動できる人を育てる「環境学習」が重要です。

様々な主体が、それぞれの役割を果たしつつ協働して環境学習を推進し、より多くの「環境に配慮した行動ができる人」を育てます。

将来の環境像「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」を実現するため、将来にわたって環境保全活動が継続する仕組みづくりを行います。

達成目標

指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)
環境出前講座の実施数	現状値を上回る	29回/年
環境イベントの参加者数	現状値を上回る	22,378人/年

目標達成に向けた各主体の役割

● 市民の役割

- ・省エネルギー、3R などについて自主的に学習し、環境にやさしいライフスタイルへ転換する。
- ・身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- ・環境保全活動に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持つ。
- ・自然観察会、環境出前講座などに積極的に参加する。
- ・自然を大切にし、地域の環境保全活動に進んで参加する。
- ・地域の緑化活動へ積極的に参加する。
- ・市民、事業者、環境団体、市などが実施する環境活動に参加し、協力関係をつくる。

● 事業者の役割

- ・省エネルギー、3R などについて自主的に学習し、環境にやさしいビジネススタイルへ転換する。
- ・環境保全に対する方針、事業活動に伴う環境影響などに関する学習機会を設け、従業員の理解を深める。
- ・事業所における環境学習や環境保全活動の推進役となるリーダーを育成する。
- ・環境保全活動に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持つ。
- ・エコアクション21などの環境マネジメントシステムを構築する。
- ・事業の専門性を活かした環境出前講座や環境イベントなどを企画する。
- ・従業員が地域の環境学習や環境保全活動に参加しやすい社内環境を整備する。
- ・ホームページやパンフレットなどで、事業活動に関連する環境活動などの情報を発信する。
- ・自然観察会、環境出前講座などに積極的に協力する。
- ・自然を大切にし、地域の環境保全活動に進んで協力する。
- ・地域の緑化活動へ積極的に協力する。
- ・市民、事業者、環境団体、市などが実施する環境活動に参加し、協力関係をつくる。

● 学校の役割

- ・ 児童・生徒が環境にやさしい生活習慣を身につけるように導く。
- ・ 環境学習に関する教材や情報を活用する。
- ・ 環境出前講座を積極的に活用する。
- ・ 児童・生徒に、学校以外の環境保全活動への参加を促す。
- ・ 環境学習の状況、学校で収集した地域の環境情報を、学校だよりやホームページなどを通して発信する。
- ・ 市民、事業者、環境団体、市などが実施する環境活動に参加し、協力関係をつくる。

● 市の役割

- ・ 環境に配慮した行動を実践する。 【個別目標 1 0】
- ・ 環境教育・環境学習を推進する。 【個別目標 1 1】
- ・ 協働による環境活動を推進する。 【個別目標 1 2】

個別目標 10

環境に配慮した行動の実践

●エコライフの実践に向けた普及啓発

環境に配慮した行動および生活の実践と定着に向けて、市民、事業者、学校などに対する適切な情報発信を行うとともに、市民、事業者、学校などが自主的に行う環境に配慮した活動に対する支援を行います。

●環境活動情報の共有

「広報かわぐち」や環境部広報紙「PRESS530」、市ホームページ、町内回覧板、SNS*などの様々な媒体を活用しながら、市内の環境保全活動に係る情報発信を行います。

また、市内で活動を行っている市民や環境保全団体などの取り組みを広く周知します。

施策	担当部署
① 省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報発信や活動支援により、低炭素なライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促します。	地球温暖化対策室
② ごみの減量化や再資源化を推進するため、3R運動の継続的な普及啓発活動に市民、事業者、環境団体などと協働して取り組みます。	資源循環課 リサイクルプラザ
③ 市民・事業者が行う自主的・創造的な環境保全活動を支援し、広く周知・発表する場を提供します。	地球温暖化対策室 資源循環課 経営支援課

コラム：環境部広報紙「PRESS530」

川口市環境部では、市民のみなさまにもっと市内のごみ問題、環境問題について知っていただき、より住み良い環境を目指すべく、年3回（3月、7月、11月）「PRESS530（ごうさんまる）」という広報紙を発行しております。ぜひご覧下さい。



●学校における環境教育の充実

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育については、学校単位で身近な環境問題を題材とした取り組みを推進します。

また、環境に関する豊かな経験や知識を有する市民や事業者、環境団体などが環境教育の講師として、児童・生徒を対象に環境の出前講座を活用し、学校における環境教育のステップアップを図ります。

●地域における環境学習機会の拡充

環境学習会やイベントの開催などを通じて、子どもから大人までの幅広い世代を対象とした環境学習の機会を増やします。

また、より多くの市民が興味を示す内容や、市民が参加しやすい工夫などを講じることで、参加者を増やします。

	施策	担当部署
①	環境の出前講座を活用し、学校における環境教育のステップアップを図ります。	地球温暖化対策室 指導課
②	環境学習の教材や教育プログラムなどの整備・充実を図ります。	地球温暖化対策室
③	緑地や河川などの保全活動、環境美化活動など、誰もが参加できる実体験を通じた環境学習の機会の拡充を図ります。	地球温暖化対策室 資源循環課 グリーンセンター みどり課
④	リサイクルプラザを環境学習の拠点として、さらなる活用を図ります。	リサイクルプラザ
⑤	川口市地球温暖化防止活動推進センターの環境学習に関する事業の拡充を図ります。	地球温暖化対策室



自然観察会

コラム：環境出前講座「エコ・スクールン」

環境問題の多くは日常生活や事業活動に深く関わっており、市民、事業者、学校、市などが個々の立場、活動と役割を理解し、共通認識を持ってパートナーシップを形成し、環境教育・環境学習にかかわる環境を整備していくことが重要です。

環境出前講座「エコ・スクールン」は、環境教育の支援を図るため、環境に関する知識や活動経験のある方、環境に配慮した事業を展開している事業者の方に、市内の学校にて児童・生徒へ環境問題についての講義をしてもらう取り組みです。



●環境ボランティア・リーダーの育成

様々な主体が参加できる講座やイベントなどを開催することで、幅広い人々に対する啓発を行い、環境ボランティアに取り組む人を増やします。

さらに、市民、事業者、環境団体などの中から、環境学習や環境保全活動の推進役となり得るリーダーの育成を図ります。

●環境に配慮した活動への支援

市民、事業者が協働で行う環境活動を支援します。

●協働による環境活動の活性化

事業者や環境団体などと連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントの開催・充実を図り、環境活動への参加者を増やします。

施策	担当部署
① 市民・事業者・市が協働して環境活動に取り組むイベントなどを開催します。	地球温暖化対策室 資源循環課
② 市民、事業者から、環境学習や環境保全活動の推進役となるリーダーを育成します。	地球温暖化対策室 資源循環課
③ 環境活動のリーダーなどの人材リストを作成し、様々な人材の活用を図る環境を整えます。	環境総務課
④ 市民、事業者が協働で行う環境活動を支援します。	地球温暖化対策室 経営支援課
⑤ 市民、事業者の協働に繋がる、情報交換・相談のための交流の場を設けます。	地球温暖化対策室 資源循環課
⑥ 環境保全活動を行う市民間の交流を促進し、協働による環境活動のさらなる拡大を図ります。	協働推進課 地球温暖化対策室



全市一斉クリーンタウン作戦